

「多様で働きやすい職場づくり支援事業」及び「女性の就職サポート事業」 業務委託仕様書

1 事業名称

令和3年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト
「多様で働きやすい職場づくり支援事業」及び「女性の就職サポート事業」委託業務

2 目的

三重県産業支援センター（以下「支援センター」という）が実施する「多様で働きやすい職場づくり支援事業」及び「女性の就職サポート事業」の業務を「研修プログラムの提供（Web 併用）」、「受講のフォローアップ」を一貫して委託することで効果的な事業の実施ができるようにする。

「多様で働きやすい職場づくり支援事業」

県内の企業が、働き方改革関連法を遵守しながら、女性をはじめとした多様な人材が働きやすい職場づくりを実現することで、雇用の継続・創造、さらに良質な雇用創出につなげていくことを支援する。

「女性の就職サポート事業」

子育て期の女性の就労意識の向上を図り、就労に必要な環境整備、支援活動を行うことにより、安定的な就職につなげ、かつ、良質な雇用創出につなげていくことを支援する。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和4年1月31日まで

4 委託業務の内容

以下の事業内容を企画し、実施すること。

なお、事業を効果的なものにするため、本仕様書に明記されていない内容について、提案に盛り込むことを妨げないものとする。

（1）多様で働きやすい職場づくり支援事業

多様な人材が働きやすい職場づくりを実現し、雇用継続・雇用創造につなげるべく、課題解決に向けての研修を対象企業の経営者や人事労務担当者、従業員向けに実施し、「意識改革」「行動変革」「環境改善」を図る。

ア、対象者

県内に本社または事業所があり、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト 事業対象業種（別表）の地域雇用活性化コースに該当する経営者または人事労務担当者、従業員

イ、研修内容

「ダイバーシティ経営で会社の未来を考える」をテーマにした研修の企画と開催

①研修は講演会、ワークショップ等を組み合わせ、より実践につながるような内容にする。

②オフライン実施とストリーミング配信（ライブ、オンデマンド）により時間的・距離的制約を超えて受講可能な研修とする。

③メルマガ配信1回以上 働き方改革の啓発及び実践に向けての事業の情報提供ウ、事業の目標設定

研修参加者目標数100名

エ、その他、留意事項

オフライン研修については、企業間の情報交換の場の設定、及び、女性のスキルアップ研修受講者も受講し、意見交換の機会を設ける。

また、当該研修がオンライン実施になった場合においても受講者間の交流の機会を設定する。

(2) 女性のスキルアップ研修

再就職への不安や悩みを解消し、再就職に必要なスキルを習得し、希望に合った働き方、希望する業務内容の仕事への就職につなげることをめざす。

ア、対象者

結婚・出産等を機に離職し、再就職をめざす女性等で、三重県に事業所を有する企業に就職を希望する求職者及び、再就職後、非正規雇用となった女性等で、正規雇用を希望する者等

イ、研修内容

受講者個々の課題解決に対応したオンライン研修

①再就職のメリットや必要性を認識できるようにする。

②再就職への不安や仕事と家庭の両立等への悩みを解消につながるようにする。

③再就職に必要なスキルを学習・体験できる内容とする。

Word、Excel等PCスキル、採用面接対応スキル等

④企業実地研修：希望する受講者に企業訪問、就労体験等を3日間以内で実施する。

ウ、キャリアカウンセリング

研修受講者対象に契約期間内で2か月間チューター制にて実施

①ライフプランニングの作成支援

②女性求職者の就職活動の支援

③個別のカウンセリング記録の作成

エ、事業参加者の目標設定

研修参加者目標数 80名

オ、その他、留意すること

①研修プログラム、講師の選定については県内の現状を踏まえた上で支援センターと協議の上、決定すること。

②研修期間内において受講者間の交流の機会を設定すること。

③企業実地研修についてはキャリアカウンセリングをふまえて求職者の希望する業種、企業とのマッチングを行う。また、希望者には託児サービスをつけること。

④キャリアカウンセリングはキャリアコンサルタントの有資格者を支援センターと協議の上、選定し依頼すること。

(3) 研修の実施方法・実施場所・実施時期

①オフライン研修については新型コロナウイルスに関する感染予防策を徹底して実施すること。

②オフライン研修については新型コロナウイルスの感染症の拡大状況によりすべてオンラインでの対応ができるようにしておくこと。

②対象者のネット環境・スキルに配慮すること。

③女性のスキルアップ研修はe-ラーニング、講師によるライブ講座の配信、録画による配信等のオンライン研修を基本とする。実施に当たっては事前に受講方法の案内を行う。

④実施時期は8月開始、12月終了を目途に開催する。

⑤受講希望者は募集期間を過ぎていても習得内容に支障が出ない範囲で支援センターと協議のうえ、随時受け付けることも可能とする。

(4) 広報活動

県内のネットワークを活用し、対象者へ効果的な広報活動を行い、事業実施の周知を図り、参加者を集めること。

なお、広報の実施にあたっては、支援センター協議のもとに実施すること。

(5) アンケート調査の実施

研修の参加者を対象としてアンケート調査を実施すること。

アンケートは参加者が研修に参加したことによる成果や問題点、意見等、具体的な評価が得られる内容とすること。

なお、アンケート用紙作成については支援センターと協議すること。

(6) 受講者等の支援

受講継続、講座内容の習得への支援を行うこと。

各研修にかかわる資料の作成が必要な場合は作成すること。

(7) 事業目標の設定

当該事業における受講者獲得の目標設定を行い、それをふまえた業務計画を策定し、業務を実施すること。

なお、中間期に目標及び業務計画の実施状況をふまえ、目標達成に向けて支援センターと協議すること。

5 その他業務実施上の条件

- (1) 支援センターは、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに支援センターに移転するものとし、著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

6 契約上限額

- 5, 133, 278円(消費税及び地方消費税を含む、消費税は10%で計算)
内訳 多様で働きやすい職場づくり支援事業 506, 678円
女性の就職サポート事業 4, 626, 600円

7 実施事業者の条件

- (1) 当研修開催業務については、本事業の目的に係るオンライン研修の実績があること。
- (2) 参加者の募集や広報のための工夫や斬新なアイデアを提案でき、参加者の確保ができること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

- (7) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」の別表に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。

8 業務実施体制

(1) 運営事務局の設置

運営事務局を設置し、組織体制を整えて必要な関係従業員の配置を行うこと。

緊急を要する事態が発生した場合等を想定し、支援センターとの連絡を迅速に行えるよう対応すること。

(2) 実施体制表及びスケジュールの作成

受託者は委託契約後、速やかに本委託業務の実施体制を整え、体制表（企画提案書の様式2；業務実施体制）を作成し、支援センターの承認を得ること。

また、スケジュールは、支援センターと調整のうえ、作成すること。

なお、これらに変更があった場合も支援センターの承認を得ることとし、業務の実施にあたっては、支援センターとの協議の上で行うこと。

9 提出を要する書類等

委託業務が完了した時は、遅延なく本業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について「多様で働きやすい職場づくり支援事業」及び「女性の就職サポート事業」それぞれにおいて、実績報告書（任意様式）等に証拠書類を添えて紙媒体及び電子媒体にて支援センターへ提出すること。

なお、実績報告書には下記の（1）①～⑦の内容と事業効果、課題を取りまとめて盛り込むこと。

(1) 委託業務実施報告書

①事業の概要

②委託事業の実施期間

③委託事業の事業費及び人件費

④事業従事者の業務日報

⑤業務委託仕様書の事業内容に係る実施報告（セミナー、チューター制カウンセリングにて作成したライフプラン（匿名）、就労支援活動）及び、目標に対する実績

⑥すべての支援活動における参加者の名簿（企業、求職者等）及び、アンケート

⑦就業支援を実施した求職者及び参加企業の名簿

(2) 収支決算書

(3) その他必要と思われる資料として指示するもの

※本業務の関連書類については、事業完了後5年間保存しなければならない。

10 業務委託料

(1) 支払い

原則、精算払いとする。必要に応じて協議のうえ決定する。

(2) 求職者及び参加企業から参加費や報酬等の徴収は行わない。

(3) 委託費の返還

委託先が委託契約の内容またはこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部または全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部を支援センターに返還する。

また、上記により契約を解除した場合は違約金を求める場合がある。

(4) 委託費の減額

本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額する。

1.1 経費算定上の留意事項

本事業の対象となる事業費は、本事業を実施するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区分して経理することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、以下の事項に留意し、人件費、事業費及び消費税等がわかるように区分して作成するものとする。

(1) 本事業実施に係る経費については、契約上限額・区分(人件費、事業費、消費税等)・科目(*P6-7)・積算内訳の別で、具体的に計上する。なお、各経費は消費税等抜きの額を記載し、総事業費に一括して消費税等を計上するものとする。消費税は100分の10とする。

(2) 積算内訳には、内訳毎に積算根拠(単価、数量等)を示しながら積み上げること。

(3) 計上できる経費は、契約期間中に執行するものだけであり、契約期間前後の経費は計上できない。

(4) 受託者の人件費は、原則として時間単価に事業従事時間数を乗じたものとし、時間単価は健保等級証明書(給与明細書)に基づき等級単価一覧表から算出する。しかしながら、条件を満たす場合(*P12)は受託者単価、また出向者等の場合は実績単価計算(*P11)での算出も可能とする。

また、受託者における事情から健保等級証明書(給与明細書)の提出が困難な場合は、受託者の社内賃金規程を適用するか、過去に公共事業で適用した人件費算出方法でも可能とする。但し、受託者はあらかじめ契約締結前に三重県産業支援センターの了解を得る必要がある。

(5) 受託者の社会保険料の算定は17%以下とする。しかしながら、受託者単価あるいは実施単価計算を選択した場合は対象外とする。

(6) 事業実施後の経費処理にあたり、定めのない事項については、三重県産業支援センターと受託者が協議のうえ、実施するものとする。

*これに限ったものではないが、「経済産業省大臣官房会計課 委託事業事務処理マニュアル 令和3年1月」参照のこと

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

1.2 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託または請け負わせることはできない。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき、または「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に該当すると認められたときは、契約を解除することができるものとする。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

③当方に報告すること

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当方と協議を行うこと

(6) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、支援センター個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（7） 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 3 受託上の留意点

- （1） 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- （2） 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務についても支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと。

1 4 その他

- （1） 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする。
- （2） 提出された各企画提案資料は返還しない。
- （3） 事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする。

1 5 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

事業部 経営支援課 雇用人材担当

地域活性化雇用創造プロジェクト 岡・石垣

電話 059-253-1260

FAX 059-253-1262

Eメール chipro@miesc.or.jp

別表)

地域産業活性化コース

対象業種
ア 食・観光関連産業 食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)

地域雇用活性化コース

対象業種
イ 自動車関連産業 輸送用機械器具製造業(31)、繊維工業(11)、家具・装備品製造業(13)、化学工業(16)、石油製品・石炭製品製造業(17)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、技術サービス業(74)、自動車整備業(89)
ウ 食・観光関連産業 飲食料品小売業(58)、宿泊業(75)、飲食店(76)、木材・木製品製造業(12)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、印刷・同関連業(15)、なめし革・同製品・毛皮製造業(20)、窯業・土石製品製造業(21)、その他の製造業(32)、電気業(33)、鉄道業(42)、道路旅客運送業(43)、道路貨物運送業(44)、倉庫業(47)、運輸に附帯するサービス業(48)、各種商品小売業(56)、織物・衣服・身の回り品小売業(57)、その他の小売業(60)、無店舗小売業(61)、持ち帰り・配達飲食サービス業(77)、洗濯・理容・美容・浴場業(78)、その他の生活関連サービス業(79)、娯楽業(80)、その他の事業サービス業(92)
エ 情報関連産業 情報サービス業(39)、通信業(37)、放送業(38)、インターネット附随サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)

※ 備考：()の数字は日本産業分類の中分類番号

※ この事業を利用することができる企業は、上記業種に該当する企業であって、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト参加企業として登録されている企業とする。